



全国センター通信

毎月1日発行
 年額 1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
 〒113-0034
 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 発行責任者: 岩永千秋
 Tel (03) 5842-5601
 Fax (03) 5842-5602
 http://www.inoken.gr.jp
 e-mail: info@inoken.gr.jp

パワハラ・うつ病・職場復帰でシンポジウム —東京地評権利討論集会分科会—

職場復帰には総合的な取り組みが必要

12月9日、東京地評の第6回権利討論集会が開催され、東京センターは4つの分科会の1つとして「パワハラ・うつ病・職場復帰」をテーマにシンポジウムを実施。40人余が参加しました。

企画のコーディネートを東京センターの色部祐副理事長、シンポジストとして東京法律事務所の笹山尚人弁護士、代々木病院精神科医の天笠崇医師、東京保健医療生協・産業カウンセラーの菅谷幸彦東京センター事務局次長が発言しました。

背景に即戦力を要求する思想

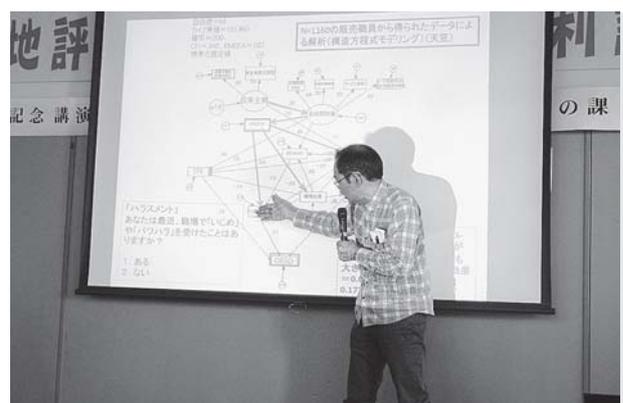
笹山弁護士は銀行員のパワハラと解雇事件、「ショップ99」の長時間労働を例にあげて報告し、パワハラ背景には新自由主義のもたらした弱肉強食を是とする思想、能力主義と「即戦力」を要求する思想の中で、労働組合の対抗する運動の弱さと職場での無権利、退職強要があることを指摘しました。その中で、被災者を一人にせず、労働組合の支援が大切だと話しました。

続いて天笠医師がパワハラによってうつ病になった事例を中心に、厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」の提言に触れながら報告しました。ここ3年半の間に明らかにハラスメントを起因とする症例が増えていること、その上単にハラスメントとは片づけられないあからさまな労働者攻撃が現れ、中には産業保健スタッフから、退職に向けた「指導」や「助言」が行われている例もあることを指摘しました。

菅谷事務局次長は、職場復帰支援には総合的な取り組みが必要で、特に休職した際に安心して療養生活が送れるように、職場復帰の筋道を立てること、休職中の支援者を決めておくこと、産業保健スタッフの取り組みが重要だと語りました。

医療関係者がフォローする体制も必要

3人の報告後フロア発言。最後にシンポジストからまとめの発言がありました。笹山弁護士は、「パワハラ問題の解決はコミュニケーション能力の向上



東京地評権利討論集会のシンポジウムで報告する天笠医師 = 12年12月9日

だといわれているが、いつから身分保障のために労働者が発言しなくてはいけなくなったのか。究極的には憲法25条の人権論の問題だ。その意味で、「使用者側にしっかりとした対処策が必要になってくる」とまとめました。

天笠医師はパワハラによるうつ病について、「通常のうつ病治療とリハビリを行うことはもちろん必要。リワークについては大都市を中心としてプログラムを行うところが増えてきてはいる。再発防止も含めて考え、産業保健スタッフや医療関係者がフォローする体制をつくることも重要」と話しました。

菅谷事務局次長は「公的なリワークは6カ月待ち。公的なリワークを増やさないといけない。長時間労働やサービス残業がパワハラを生む。業務上の指導でもパワハラになりうることなどの教育をしっかりとしつつ、労働組合が対策を立てる必要がある」とまとめました。

パワハラ問題について、多角的にとらえる重要なシンポとなりました。

(東京センター 門田裕志)

〈今月号の記事〉	
第15回総会発言要旨	2～5面
各地・各団体の活動	6面
談話 教職員のメンタルヘルス問題を生み出している管理と競争の教育政策の転換を	7面
化学物質と労働者の健康研究会	8面

第15回総会発言要旨

いの健全国センターは、本誌前号で既報のとおり2012年12月7日、第15回総会を開催しました。討論での発言は25人からありました。今号と次号(3月号)の2回に分けて発言要旨を紹介します。(発言順、敬称略)

自治体職場の状況と求められる労安活動

自治労連 関口 裕志

陸前高田市に派遣された市職員が自死されるという事態など、被災地職員・派遣職員のメンタルヘルケアをいっそう強化することが求められています。岩手自治労連の単組では、職場での交流を深めることが予防につながると、派遣職員も参加して親睦会を開催しています。



大阪府職労では、橋下・維新の会の執拗な攻撃に対して、公務員だけでなく住民・労働者の権利、要求を押さえ込む攻撃だと捉え、毎月ディーセントワーク宣伝を継続しています。

東京自治労連が取り組んでいる毎月対策会議の開催、小規模事業所での衛生委員会の設置、非正規労働者の委員会参加、保育士の腰痛対策をはじめ、人員増要求と結んだ労安活動の定着化にいっそう取り組みを強めていきます。

労災認定、職場復帰をめざすたたかいで前進

神奈川センター 稲木 健志

居酒屋「和民」で働いていた女性が、入社してまもなく過労自殺しました。研修を経て、いきなりの深夜勤務、午後3時から午前3時までわずかな休憩しか与えられず働かせられました。なれない調理場に配属され緊張の連続でした。横須賀労基署は十分な調査もせず認定基準を誤り業務外としましたが、12年2月、神奈川労災保険審査官は、この処分を取り消し、業務上が確定しました。引き続き、会社の責任を追及します。



あるデパートの営業マンが、売上が悪いということで土下座を強要されるなどパワハラを受けうつ病を発症しました。労災と認定され、職場復帰をめざしています。現在、会社と合意書を交渉中で、会社が過失を全面的に認め、謝罪するといった内容で合意できそうです。

「過労死を考える会」を結成

北海道センター 佐藤 誠一

北海道センターでは、現在、9件の過労自死事案に取り組んでいますが、2件で労災認定を勝ち取りました。そのうちの1件は、新人の青年SEが上司に仕事を丸投げされ、通常4～5年経験を積んだ人が行うような業務を、援助もないなかで任されたというものです。会社は

非協力的で、事件から1年ほどは手がかりがありませんでしたが、お母さんが何百回となくパスワードを試した結果、青年のパソコンは開き、仕事の実態、持ち帰り残業などが明らかになりました。弁護士の協力で新基準に基づいた意見書を提出し、認定されました。

過労死を考える会を立ち上げました。家族以外の方、友達や仕事関係など幅広い立場の人が集えるようにと、この名称にしました。



近畿ブロックでの協力したとりくみ

京都センター 新谷 一男

大阪では45回も一泊学校が開催され、最大時では500人が参加。京都では8月に働き方を見直す京都集会が行われ成功しています。参加も県内からだけでなく、近畿ブロック全体からの参加へと発展しています。



昨年、京都で全労連近畿ブロック、民医連近畿連絡会、いの健近畿ブロックの3者が共催して学習交流集会を開き、来年5月には滋賀での開催を準備するなど、ブロックの共同が進んでいます。

兵庫では、2月の県センター設立のため、準備をすすめています。兵庫で設立されれば、近畿では全府県で県センターが確立したことになります。いのちと健康を守る運動を近畿から発信していきたいです。

学習援助金制度づくり、活動励ます

九州セミナー 青木 珠代

九州では秋に開催するセミナーとは別に、2012年3月26～27日に課題別集会「アスベスト大学学習会2012」を福岡で行い、100人を超える参加で大成功しました。次回は、2013年2月16～17日、鹿児島で「夜勤交替制勤務・24時間型社会を考える」を開催します。



2012年度は、セミナー開催地と前年開催地に学習援助金制度を作りました。セミナー後、宮崎に地域センターを結成させようと励まし続けてきましたが、地域センターができることになりました。熊本も残っており、全国センターとも連携してやっていきたいです。

建設アスベストは2012年10月に提訴しましたが、九州全体でどう支えるかが課題になっています。

第15回総会発言要旨

印刷・胆管がん—宮城での取り組み

宮城センター 金田 基

印刷会社での胆管がんの取り組みについて報告します。宮城県健康と環境改善をすすめる会(全国センター加盟)と日本労働安全衛生コンサルタント会宮城支部の主催で、8月9日に相談会、25日に相談会・学習会を開催しました。印刷会社に勤める夫を心配した妻からの相談もありました。使用者の責任の問題も重要ですが、本人の意識も大事で、リスクを削減する環境改善が必要だと感じています。

業界団体(県印刷業工業会)や専門家集団(コンサルタント会、民医連、医師)との連携を発展させていくことが重要です。化学物質・胆管がんの問題は印刷業だけではないので、相談窓口を充実させることが必要となっています。



「15年目を迎えた全国センターの課題と活動方向」の報告

では、国が欧米と違って濃度規制を事実上やってこなかったことが、鮮明になりました。

署名運動を一層進めると同時に、映画「命って なんぼなん？」の上映を広げていきたいと思えます。

過労死防止基本法制定署名が35万筆に

全国過労死を考える家族の会 寺西 笑子

過労死を出した企業名の公表裁判は、大阪地裁では勝利しましたが、11月29日の高裁の判決は、真逆の不当判決で怒り心頭です。結局企業に不利益を与えることになり、労働行政にも支障が生じると、その蓋然性を認めた判決になっています。さっそく上告しましたので、最高裁でのたたかいにご協力をお願いします。



過労死防止基本法制定の運動ですが、衆議院解散になりましたが院内集会は成功し、署名は35万筆を超えました。地方議会の意見書も神戸市をはじめ5自治体で上がりました。総選挙にむけて、政党・候補者に賛同のアンケート調査も実施し、多くの賛同と協賛もいただきました。全国で遺族の声に寄り添って輪が広がり、6月の会期末まで一層一緒に頑張ってください。

大阪高裁「過労死企業名開示認めず」の不当判決

大阪センター 北口 修造

大阪高裁の「過労死企業名開示認めず」不当判決について考察をした。①情報公開法第5条の各号の解釈を控訴人国側の主張を採用したことです。大阪労働局は関西経済連合会など経済4団体に依頼したアンケート結果を大阪高裁に提出。企業名を公表するとしたら不利益を生じるとおもわれるかとの質問に対し79%の会社が「はい」と回答。裁判官はこれらを採用しました。②石綿曝露作業についての労災認定など事業場の一覧と脳・心臓疾患の労災認定と同列に論じることができないと国の主張を採用。③開示による保護される利益について企業の立場に立ち被控訴人の主張を退け、国の考えを丸のみにしています。



化学物質の適性管理を進める意義と重要性について

化学一般労連 掘谷 昌彦

日本では年間30万人以上ががんに罹り、その5パーセントの1万5千人以上が職業がんにかかっています。しかし、年間数十件しか労災認定されず、皮膚疾患は、それよりも圧倒的に多く発症し、これも数百件しか認定されていません。



化学物質のワーキンググループは、大阪の印刷工場に現地見学をすることができ、現場では化学物質の規制がありますが、次々規制のない化学物質を使うという、いたちごっこになっています。毒性の弱いものに切り替えても、継続的に曝露すれば体に悪い影響が出てくることは分かっています。職場の改善という事が重要です。

疾病対策から、予防をしていく活動に転換できるように奮闘していきたいと思えます。

泉南アスベスト国賠訴訟の現局面と展望

大阪センター 伊藤 泰司

首都圏建設アスベスト東京地裁判決は画期的な内容です。内容に不十分なところがあるので、控訴することは当然ですが、国の責任を明確に断じていることです。



泉南アスベスト国賠訴訟は、第一陣は大阪高裁で不当判決を受けて、最高裁へたたかいた場が移っています。第二陣は一審で勝って、国が控訴し大阪高裁でたたかっています。必ず勝利してこそ、最高裁に行っている第一陣の審理がまともに始まると言えます。第二陣の高裁では、進行協議の中で争点が明らかになってきています。11月27日の弁論

第15回総会発言要旨

ILO条約批准の促進を

千葉県センター 鮫島 敏昭

ディーセントワークの実現をめざしてILO条約の批准の促進が重要です。日本の条約批准率は187中48の低さでこれが最大の問題です。とりわけ労働時間関連条約については18のうち批准しているのはゼロ。なぜ労働時間を規制しないのか。36協定についても労使の印があれば労基署は認めています。このことに我々がメスを入れていくことが大切です。健康により労働時間を確保する課題です。日航の不当解雇の問題でもILO勧告が出されました。先般の関東甲信越討論集会において牛久保弁護士が講演をしましたが、ディーセントワークの実現をめざして運動方針の実践を進めていくことが必要です。



方を参考にしようとしています。企業をまっとうにさせるためには、私たちが声を上げていく必要があります。退職させる対象者を、いじめていじめ抜くという行為に対し、こちらも対策を講じないと労働者を守れません。いの健全国センターには、ぜひ、労働基準監督署の監督官の増員を国に要求してほしいと思います。



労災保険受給中の解雇は違法との判決ひきだす

東京センター 大角 繁夫

専修大学の原田さんの事案は、頸腕障害を発症して、11年11月1日に解雇になった事件です。そこで、中労委に違法ではないかと申請したところ、違法という是正勧告が出されました。その後、専修大学に対して裁判を起こして、19条違反で原田さんが勝訴しましたが、専修大学が控訴しました。81条では労災保険を受給中に解雇はできないことになっているのに、それを不服として控訴するのは、前例がありません。IBMのような、無法な解雇は許されるものではありません。今回の判決のポイントとして、就業規則に「休職期間が終了した場合は、解雇する」ということを書くこと自体が違法であると判断したことも重要です。



労安セミナー聞き活動家育てる

生協労連 渡邊 一博

生協労連の取り組みと今後の課題について発言します。いのちと健康を守る交流集会を10数回聞き、昨年から労働安全衛生セミナーを開催。職場活動家を育てることが目標です。過重労働問題ではアンケートをとっても不払い残業が多く、9割の人がつかれると回答。いつ過労死が出てもおかしくない実態です。メンタル不全、パワハラ問題も深刻。毎年重大災害も起きています。食肉加工作業で大けが、冷凍庫に5分閉じ込められたなど、職場における労働安全衛生法の取り組みが必要です。全国センター木下参与の「労働安全衛生活動を取り組めなくて何が労働組合じゃ」の言葉を胸に刻んで取り組んでいきたいと思ひます。



過労死ラインこえる教員の平均残業時間

全教 小畑 雅子

学校職場では、長時間過密労働、病気休職者やメンタル不全者の増加が問題になっています。「勤務実態調査」の結果では、6,500人をこえるアンケートが集約されました。その内の2,600人の中間集計の結果によると、1カ月の平均残業時間は、持ち帰りも含めて93時間で、過労死ラインを超えています。アンケートでは79%を超える教職員が仕事へのやりがいを感じていますが、一方で、大変な仕事で苦悶している姿が明らかになりました。ストレスになっている上位は、業務の量、生徒指導、事務的な作業です。全教では、文部科学省、地方の教育委員会に改善を求めています。



退職強要やめさせ、まっとうな全社に

JMIU日本IBM支部 石原 隆行

IBMロックアウト解雇は、JMIUの組合員に強行され、組合員3人が告訴しました。裁判では傍聴席を満席にしたいので、ぜひ、協力していただきたい。この間、東京地裁、東京高裁で不当判決が続いています。企業間では、これまでの高裁判決を読み回して、IBMのやり

『働くもののいのちと健康』別冊

精神障害の労災・公務災害資料集1・2

これからの労災認定実務に必携です！

■精神障害の労災認定実務要領

■公務災害の精神疾患認定基準について

1セット=3,000円(送料実費*10冊以上の場合、センター負担)

◆申込みは、いの健全国センター ☎: 03-5842-5601 FAX: 03-5842-5602 まで。

第15回総会発言要旨

公務職場の実態と意識 改善にむけた取り組みについて

国公労連 青柳 亨

総会議案では「2割の総人件費削減」が触れられています。総人件費2割減とは、イメージとして100人の事業所で毎年2~3人ずつ、機械的に減らされていくような状況です。50年後には公務員がいなくなってしまうような勢いの削減です。



春闘要求アンケートでは、「自分の心身に不安を感じるか」の設問に「強く感じる」「やや感じる」を合わせて今年初めて7割を超えました。「定員削減の一方で業務量も増加している」と感じている人も6割超です。

超過勤務の状況(霞ヶ関国公)の調査では、過労死危険ライン=月80時間以上9.5%。100時間超=4.8%です。国公労連のたたかいは、政府を使用者としてたたかうものです。民間を含め幅広く影響します。国際的に求められる労働者の働く権利のルールづくりをめざして取り組んでいきたいと思えます。

労災予防の視点で建設現場を視察

愛知センター 鈴木 明男

今一番話題になるのが会員を増やすこと。非正規の人たちはワンコインの会費でいいとし、会員拡大に力を入れています。労災予防を徹底してやろうと、トンネル掘削の現場に行き、じん肺の問題を説明してもらったり、ビルの建て替え工事現場に行きアスベスト対策の説明をやってもらいました。そこで元請の清水建設だけでなく3次4次5次の下請けの労働者にも安全対策費が届くようにと要望、あわせて労基署などにも要請しました。



岐阜県の未来工業という会社では、年休140日、残業ゼロ、5年に1回は780人の労働者全員の海外旅行(費

用1億円)、それをやっても会社は儲かり、株主配当もしています。労働者を大事にして経営することができる未来工業のようなやり方があるということ、日本の隅々まで広めていきましょう。

セミナーの開催を通し地方センターを設立

岡山センター 藤田 弘起

中国四国で4回のブロックセミナーを開催してきました。12年6月に愛媛県でセミナーを開催し、地方センター結成に結びつけることができました。理屈はわかっても実際に地方センターをつくることは大変なことですが、ブロックセミナーを軸に交流し、学習しながらつくることをめざして取り組んでいます。来年は広島で開催します。



岡山の課題としては、岡山県貨物鋼運の中上氏自殺事件があります。12年たたかって、損害賠償訴訟でやっと会社の責任を認めさせることができました。しかし会社は控訴しました。過労死問題では長いたたかひが必要になります。その意味でも過労死防止基本法の制定が求められています。労災認定闘争の力にもなります。心の健康基本法制定運動も世論をつくっていくことが大切です。労働者のいのちと健康を守るために大企業の規制をしていく必要があります。

次号(3月号)で紹介する発言テーマと発言者

- ① 宮城センター 芳賀直「被災地宮城県の働くものの状況」
- ② 九州セミナー実行委員会 大塚正一「第23回人間らしく働くための九州セミナー in長崎の報告」
- ③ 建交労 富岡紀夫「職業病の検査機関と医師不足の問題」
- ④ 京都センター 酒井仁巳「建設アスベスト訴訟 京都でのたたかひ」
- ⑤ 化学一般労連 伊藤喜夫「障害者について」
- ⑥ M I C (新聞労連) 伊藤明弘「報知新聞社の過労死事件について」
- ⑦ 日本医労連 三浦宜子「夜交代労働の法規制」

働くもののいのちと健康 冬季号 2013-1 No.54

特集

- #### ハラスメントのない職場づくり
- 労働相談から見たハラスメントとこれへの反撃法 東京労働相談センター 前澤 檀
 - 精神科臨床でハラスメントについて考える 精神科医師 松浦 健伸
 - 自治体職場での“ハラスメント” 宇部市職員労働組合 梶山 幸生
 - 日本IBMにおけるハラスメント状況と労働組合の取り組み J M I U日本IBM支部 杉野 憲作
 - ハラスメントのない職場をめざして 川口市教職員組合 前野 雄吉
 - ハラスメントのない職場づくり~金融職場でのとりくみ 金融労連 田畑 俊郎
 - 労働とメンタルヘルス、ディーセントライフを目指して 産業衛生コンサルタント 阿部 眞雄

- #### 講演
- 新しい精神労災認定基準の理解と労災認定の取組み(下) 八王子合同法律事務所弁護士 尾林 芳匡
- #### 寄稿
- 「職場復帰支援の手引き」改定のポイント 全国センター 中林 正憲
 - 中小企業のいのちと健康を守る運動 全商連共済会 吉田 剛
 - 【被災者・遺族・支援者の闘い】
 - 静岡新採小学校教諭過労自殺事案 弁護士 小笠原 里夏
 - 審査請求で過労自殺事案を業務上認定 東京センター 門田 裕志
 - 建設労働者の元1人親方の振動病、難聴の労災認定 弁護士 中村 憲昭
- #### 【連載】
- 診察室から見た労働現場⑩
 - 被災地からの報告
 - 労安活動を取り組んで何が労働組合じゃ! 労働組合といの健運動①
 - 学会情報
 - 調査・アンケート活動
 - 本・映画の紹介

各地・各団体のとりくみ

**化学一般 過大な立証責任を原告に負わせる不当判決
—石橋裁判**

石橋さんは職業性膀胱がん罹患し3度の膀胱がん摘出手術をし労災認定されましたが、その10年後に口腔に重複がんを発症し亡くなりました。職場でがんが多発していることや芳香族アミンが膀胱だけではなく他の臓器に重複がんを発症しやすくさせるという疫学報告があることからこの口腔がんを労災申請するも不支給決定がされ、中央審査会もそれを覆さなかったため、大阪地裁で労災認定を争っていましたが、12年12月19日原告の請求を棄却する不当判決が出されました。

判決の特徴として、①原告の示した職場で起こっているがん多発の実態を軽んじている、②厳密な医学的証明という過大な立証責任を被害者・原告に負わせているという特徴があります。①については昨今印刷業界における胆管がん多発問題で注目されており、かつ原告が調査し得る限界といってもいいでしょう。その一つひとつは発がんの証拠であるにもかかわらず、それらを重要視しようとしていません。②ではジアニシジンという特殊な化学物質のみを取り扱った労働者が世界的に見ても少なく、従って疫学調査が殆どないにもかかわらず、それがないとわからないとし、国際的には高く評価されてきている動物実験で口腔がんの証拠があるにもかかわらず人と動物は違うと極めて厳密な医学的証明を求める立場を取っています。

このような厳密な医学的証明を被害者・原告に負わせるのは労災補償の救済という精神を否定するものであると考えざるを得ません。不当判決に屈することなく控訴審でも奮闘していきますので、今後ともご支援をよろしくお願いいたします。(化学一般 堀谷昌彦)

**埼玉 アスベスト使用の代表的企業
曙ブレーキをアスベスト被害で提訴**

11月28日、アスベスト(石綿)を吸ったことが原因で死亡したり、健康を害したとして、自動車部品メーカー(株)曙ブレーキ工業羽生製造所で働いていた元従業員4人と、死亡した元従業員8人の遺族10人が、「安全配慮義務を怠った」として、同社を相手取り、慰謝料など計4億6200万円の損害賠償を求め、さいたま地裁に提訴しました(写真)。

曙ブレーキは、埼玉県羽生市に本社を置く世界的な自動車部品メーカーであり、主に自動車用・鉄道用ブレーキの生産を行ってきましたが、そのブレーキ製品の生産過程では、大量のアスベスト粉じんを発生させてきました。原告は、ブレーキ製造作業に伴いアスベスト粉じんを吸引し続け、その結果として肺がんなどの石綿関連疾患に罹患し、遺族原告は大切な家族を失っています。また、雇用主である曙ブレーキからは、アスベスト粉じんの危険性について何も知らされず無防備なまま現場で働き続けたのです。原告らはその受けた被害に関して、加



害者である曙ブレーキから今日に至るまでなんらの謝罪や賠償も受けていません。

原告団長の五月女行雄さんは、1960年に入社しましたが、当時の工場について、「4～5メートル離れると相手ののが分からなくなるほど、石綿の粉じんが舞っていた」と振り返ります。20年務めた奥さんのみち子さんは、亡くなる3年前から通院し1日中咳が止まらず、「お父さん、私は生き地獄です」と漏らしていたといいます。

弁護団の南雲芳夫弁護士は、「曙ブレーキは、日本でアスベストを用いる代表的な企業で、集団訴訟という形で対応したことがなかった。これまで被害を表面化できなかったが、被害者が立ち上がったという点で、今回の提訴は、大きな意味をもつ」と述べています。

(埼玉センター 赤坂勝己)

**東京板橋 労働安全衛生活動の大切さを知ってほしい
第8回板橋センター総会**

板橋センターの第8回総会が、12月12日、板橋区立グリーンホールにおいて開催され、12団体31人が参加しました。各団体報告では、健康文化会労組から学習活動のとりくみ、板橋土建のアスベスト裁判の池内さん、いたばし健康を守る会から生活保護攻撃について、板橋区職労の三浦さんから公務災害認定支援要請などの報告がありました。

総会に先立っての特別報告では、東京土建板橋支部から12月5日に出された首都圏アスベスト裁判の東京地裁判決についての原告団見解が報告され、国の責任を認めさせたことは大きな前進の勝利判決だが、「一人親方」などが救済からはずされたこと、企業責任を認めなかったことなど問題も多く、さらに運動を広げていきたいと話されました。

板橋教組からは志村坂下小学校での「安全衛生委員会」がつくられた経過と活動が紹介されました。校長など管理職と何度も話し合い、具体化する企画委員会も開きニュースも発行しています。

来年度の活動方針としては、「ディーセントワーク」理念を基本としながら、学習会の継続、センターとしての相談・支援活動の向上、行政とのかかわりの強化、会員拡大などが確認されました。

(「センターニュース第41号」より)

全教が談話を発表 管理と競争の教育政策転換し、長時間勤務の解消を

全日本教職員組合(全教)は、6年連続で精神疾患が病気休職者の60%を超えている異常事態を踏まえ、管理と競争の病気休職の背景にある恒常的な長時間過密労働の根本的な是正など、教職員が子どもたちの教育にいきいきととりくむことができる労働条件と環境整備を強く求める談話を発表しました。

教職員のメンタルヘルス問題を生み出している管理と競争の教育政策を転換し、長時間勤務の解消にむけた抜本的な施策の実施を求める

文部科学省(以下、文科省)は、12月24日、「平成23年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」を発表しました。文科省の発表によると、2011年度の教職員の病気休職者数は8544人(前年度比116人減)で、うち精神疾患は5274人(前年度比133人減)となっています。病気休職および精神疾患における若干の減少があるものの、6年連続で精神疾患が病気休職者の60%を超えている「高止まり」状態は、異常です。また、2011年度の新採教員で、条件付採用期間を経て正式採用とならなかった者は315人で、うち103人(前年度比12人増)が精神疾患で退職しています。「自己都合退職」とされている165人についても、その多くが条件付き採用であるために病気休暇後の休職が認められずに退職に追い込まれたと推定されます。子どもたちの教育に夢と希望を抱いて教職の道を歩もうとしたにもかかわらず、退職せざるをえない無念さに思いを馳せざるをえません。

年代別にみると、50代以上の病気休職者比率が全体の43.4%、40代が30.3%となっています。経験も豊富なベテラン層が、子どもたちや教職員が抱える課題解決の困難さと教育委員会や管理職からの要請の板挟みになっている状況を反映していると考えられます。また、希望降任制度の状況については、副校長・教頭や主幹教諭からの降任希望者が校長からの希望者と比べ、それぞれ約12倍、約18倍の比率となっています。第一次安倍政権のもとで強行された改悪教育基本法の具体化としての「新しい職の設置」が、子どもたちの教育や教職員の共同に新たな困難を生み出していることの証左とみることでいいのではないでしょうか。

今回の調査で昨年を引き続き、「精神疾患による休職発令時点での所属校における勤務年数」が公表されまし

た。それによると、赴任して1年未満で1210人、2年未満で1174人となっており、精神疾患全体の45.3%が新たな学校へ赴任して間もない時期に休職に入っています。本来教職員の共同の力が発揮されることが求められているはずの学校現場で教職員が孤立させられ、分断されている状況を示していると思われます。

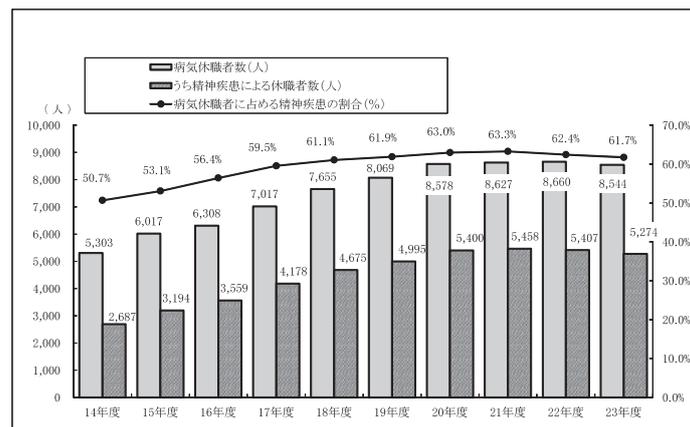
文科省は昨年1月に「教職員のメンタルヘルス対策検討会議」(以下「検討会議」)を発足させ、教職員のメンタルヘルス問題の解決にむけた対策を開始しています。全教は、文科省からの要請にもとづき「検討会議」の「中間まとめ」に対する意見表明をおこないました。子どもたちとふれあい、その成長にやりがいを感じている一人ひとりの教職員を支えるためには、第1に政府・文科省が教職員に対する管理統制を強めるのではなく、教職員が子どもたちの教育に専念できる権利と自主的な権限の保障を内容とする条件整備をおこなうこと、第2に文科省と地方教育委員会の責任で事務作業、会議や調査研究などの軽減をおこない、子どもたちと直接ふれあう時間を奪っているさまざまな業務の精選をおこなうこと、第3に、OECD平均程度の抜本的な教職員増をおこなうとともに、「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」を改正して、病気休職の背景にある恒常的な長時間過密労働の根本的な是正に踏み出すことが必要です。

全教は、依然として続いている教職員の健康をめぐる深刻な事態を解決し、教職員が子どもたちの教育にいきいきととりくむことができる労働条件と環境整備を速やかにおこなうことを文科省に強く求めるものです。

2013年1月11日

全日本教職員組合(全教) 書記長 今谷 賢二

病気休職者数の推移(過去10年間)



化学物質と労働者の健康研究会

第19回
研究会

「化学物質による職業がんをなくすために」

—印刷職場の胆管がん
問題から考える—

「印刷職場の胆管がん問題」

—— 産業医大・熊谷氏が講演

12月2日「化学物質による職業がんをなくすために—印刷職場の胆管がん問題から考える—」と題して「第19回化学物質と労働者の健康研究会」がエルおおさかで開催され、59人が参加しました。

講演は熊谷信二氏（産業医科大学准教授）の「印刷職場に発生した胆管がんについて」、丹野弘氏（全労働大阪基準支部執行委員長）の「わが国の発がん物質の管理の現状と問題点」。全印総連大阪地連の村上茂氏、関西共同印刷労組の伊倉賢氏、化学一般関西地本ダイトケミックス支部の村松隆行氏から職場報告がありました。

熊谷氏は、印刷会社で10番目に胆管がんになったAさんが労災支援団体へ相談した以降の経過、発がん実態、作業内容、疫学的研究、メカニズムなど詳細に報告され、必要な対策を提案されました。Aさんが自分の職場で4人も胆管がん罹患と告げたのに、使用物質との因果関係の証明は難しいと医師が言ったこと、MSDSの内容や入手困難性などについて質疑・意見が出ました。「いの健」全国センターの福地理事長は臨床の場での職歴調査支援ツールを作成する方針であると述べられました。

同研究会へは全国センターの化学物質ワーキンググループから8人、静岡センターから1人、韓国労働環境健康研究所の任祥赫所長も参加されました。

化学物質の安全管理と適切な取り扱い方法の確立をめざして、労働者と専門家が一緒に取り組む

1996年に「化学物質と労働者の健康を考える」シンポジウムが大阪で開催され、好評だったことから、継続した取り組みが模索され、1997年に「化学物質と労働者の健康研究会」が立ち上げられました。

現在、人類によって発見または生成された化学物質は5,000万種類といわれます。そして多くの化学物質が化学工場のみならず多くの職場で使用されています。これまで、発がんや神経障害、肝障害、皮膚障害など化学物質による健康障害が様々な職場で報告されており、近年では化学物質過敏症のごく微量の化学物質による健康障害や低濃度長期暴露による健康影響が指摘されています。

研究会は「化学物質の安全管理と適切な取り扱いの方法を各職場で確立することは、これらの化学物質による健康障害を防止するためには極めて重要なことと思われる。そのためには労働衛生に携わる研究者・専門家が労働現場の問題をよく理解し、労働者とこれらの研究者・専門家が一緒にその対策に取り組むことが重要である」との考えから、研究者・専門家などによる講演と労働現場からの報告を中心とする例会を重ねてきました。

戦後間もなくから今日まで、化学物質を取り扱う労働現場の問題を緻密に調査・研究され、数々の問題を解決してこられた原一郎先生は同会発足当初から顧問として会の運営に並々ならぬ助言と援助をしてされました。

研究会は現在、会長の田淵武夫氏（元大阪府立公衆衛生研究所）と世話人（大阪労働健康安全センター幹事3人）が運営、大阪労働健康安全センターが財政援助しています。

研究会の継続と発展を期して、記録のCD-ROM発行活用を！

参加者数はテーマにより異なり、25～64人でした。民間大手企業の産業衛生部門のスタッフ、新聞記者の参加もあります。研究会のテーマを以下に示します。第1回「MSDSの活用法」（1997.7.）、第2回「化学物質による発がんとその予防」（1998.3.）、第3回「ダイオキシンと労働者の健康」（1998.10.）、第4回「ダイオキシンによる健康影響対策」（1999.5.）、第5回「職業性アレルギー その1 皮膚障害を中心に」（1999.10.）、第6回「職業性アレルギー その2 呼吸器疾患を中心に」（2000.3.）、第7回「化学物質を安全に管理するために」（2000.10.）、第8回「身近な化学物質の有害性から身を守るために MSDSの活用と改善について」（2001.10.）、第9回「化学物質による職業がんの労災補償」（2002.6.）、第10回「生物学的モニタリングの化学物質管理への活用」（2002.10.）、第11回「石綿の健康影響とその対策」（2003.10.）、第12回「化学物質過敏症を考える」（2004.10.）、第13回「化学物質取り扱い作業の環境管理」（2005.10.）、第14回「薬業での医薬品による健康障害」（2006.10.）、第15回「医療従事者の化学物質による健康リスク」（2007.11.）、第16回「化学物質取り扱いの衛生対策」（2009.10.）、第17回（原一郎氏米寿記念研究会）「化学物質取り扱い職場の健康問題～歴史と課題～」（2010.10.）、第18回「化学物質取扱職場の作業環境改善」（2011.11.）

第17回研究会では研究会の継続と発展を期して、化学一般関西地本ダイトケミックス支部の協力のもと、これまで開催した17回の研究会の記録をまとめてCD-ROM版を発行しました。これには各研究会で使用したレジュメと配布資料および、「労働と健康」誌（大阪職対連機関誌）に特集として掲載された各研究会の講師や職場報告者の論文と報告を収載しています。また、原一郎氏の著書「改訂版 戦後の職業性中毒を顧みる —労働者・労働組合とのかかわりを中心に—」および同氏の業績一覧なども収載しています。

同CD-ROM版は希望者に配布しています。（500円送料込）。

（化学物質と労働者の健康研究会 西田陽子）